

平成 2 5 年度  
印旛郡市広域市町村圏事務組合  
水道用水供給事業会計予算書

印旛郡市広域市町村圏事務組合

平成25年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                           |     |      |        |     |
|-------------|---------------------------|-----|------|--------|-----|
| (1) 用水供給先   | 成田市                       | 佐倉市 | 四街道市 | 八街市    | 印西市 |
|             | 白井市                       | 富里市 | 酒々井町 | 長門川(企) |     |
| (2) 年間総給水量  | 19,620,350 m <sup>3</sup> |     |      |        |     |
| (3) 1日平均給水量 | 53,754 m <sup>3</sup>     |     |      |        |     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		3,681,558 千円
第1項 営業収益		3,668,752 千円
第2項 営業外収益		12,806 千円
	支	出
第1款 事業費用		3,326,209 千円
第1項 営業費用		3,201,957 千円
第2項 営業外費用		114,252 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 958,943千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,843千円及び過年度分損益勘定留保資金 928,100千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		424,565 千円
第1項 企業債		177,400 千円
第2項 国庫補助金		78,892 千円
第3項 出資金		159,273 千円
第4項 負担金		9,000 千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	1,383,508 千円
第 1 項	新 設 工 事 費	391,988 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	419,679 千円
第 3 項	企 業 債 償 還 金	548,031 千円
第 4 項	年 賦 償 還 金	11,943 千円
第 5 項	国 庫 補 助 金 返 還 金	1,867 千円
第 6 項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
印東加圧ポンプ場受変電・自家発電機更新工事	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	475,948 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道用水供給事業	千円 177,400	証書借入	年 4.5 % 以内	起債の日から措置期間を含め 30 年以内において元利均等償還または元金均等償還するものとする。ただし、水道用水供給事業会計の都合により、措置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、または低利債に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |  |            |
|---------------|--|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 |  | 176,542 千円 |
| (2) 交 際 費     |  | 40 千円      |

(他会計からの補助金)

第 9 条 資本的支出及び事業費用にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、  
20,482 千円である。

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、819 千円と定める。

平成 25 年 2 月 8 日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者 巖 和 雄